

今治市一般競争入札実施要領

平成 17 年 1 月 16 日制定

今治市要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「工事」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の規定に基づき一般競争入札を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「事後審査型入札」とは、一般競争入札に係る入札前に入札参加資格申請の手続を簡略化し、開札の執行後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査して落札者を決定する入札をいう。

2 この要領において「落札候補者」とは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式により落札者を決定する場合（以下「総合評価落札方式の場合」という。）にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち評価値が最も高い者）をいう。

(対象工事)

第 3 条 一般競争入札の対象とする工事は、予定価格 5,000 万円以上のものとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(入札の方法)

第 4 条 前条に規定する対象工事のうち、1 億 5,000 万円未満の工事については、事後審査型入札に付するものとする。

(入札参加者の資格)

第 5 条 一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成 17 年今治市要綱第 92 号）の規定により入札参加資格者として認定されている者
- (2) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 公告日から落札決定の間において、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分又は今治市建設工事指名停止措置要綱（平成 17 年今治市要綱第 18 号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。

ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続に基づく競争入札参加資格の認定確認を受けた者を除く。

(5) 前各号に掲げる者のほか、対象工事ごとに定める要件を満たす者

(公告)

第6条 政令第167条の6第1項の規定に基づく一般競争入札の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 入札及び開札執行の場所及び日時

(4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の公告は、市役所掲示場及び市ホームページにおいて公表するものとする。

3 第1項に規定する公告の写しについては、工事契約担当課において閲覧することができる。

(入札参加資格確認申請書の提出)

第7条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）に入札参加資格要件を確認するため市長が指定した資料（総合評価落札方式の場合に提出を求める書類を含む。）（以下「入札参加申請書等」という。）を添付し、公告に定める期日までに入札参加の申込みをしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事後審査型入札においては、開札後に落札候補者に入札参加申請書等の提出を求めるものとする。

3 前項の場合において、当該入札に落札候補者が2者以上あるときは、当該落札候補者全員に入札参加申請書等の提出を求めるものとし、落札候補者がした入札が、今治市低入札価格調査実施要領の規定による低入札価格調査の対象者（以下「低入札価格調査対象者」という。）であるときは、必要に応じ落札候補者以外の入札参加者に対し、入札参加申請書等の提出を求めることができる。

(入札参加者の資格の審査及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により入札参加の申込みを行った者について、当該入札参加者の資格の有無を審査し、その結果を一般競争入札参加資格等確認通知書（別記様式第2号）により入札参加者（事後審査型入札にあっては落札候補者）に通知しなければならない。

(予定価格の公表)

第9条 予定価格は、市ホームページ又は当該入札にかかる公告に掲載し事前に公表するとともに、工事契約担当課において閲覧できるものとする。

(設計図書の閲覧等)

第10条 一般競争入札に付する建設工事の設計図書は、その入札を公告した日から市のホームページ及び工事契約担当課において閲覧に供するほか、申出のあった入札参加者に貸与することができる。

2 入札参加者は、設計図書に疑義が生じたときは、設計図書等質問回答書(別記様式第3号)又は電子情報処理組織(市の電子計算機と入札参加者の電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用することにより質問することができる。この場合において、質問の提出方法、受付期間及び受付場所並びに質問に対する回答書の閲覧方法及び閲覧期間については、公告において明らかにするものとする。

(入札保証金)

第11条 入札参加者は、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納入しなければならない。ただし、今治市契約規則(平成17年今治市規則第63号。以下「規則」という。)第10条の規定に該当する者は、当該入札保証金を免除することができる。

(入札回数)

第12条 入札回数は、1回とする。

(入札の延期等)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を延期又は中止するものとする。この場合において入札参加者が損害を受けても、市は賠償の責任を負わない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があるとき。
- (2) 不正の行為が認められる等明らかに競争の実効性がないと認められるとき。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とするものとする。

- (1) 第5条に規定する入札参加者の資格のない者のした入札(入札参加者の資格が確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札を含む。)
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 規則第19条に該当する入札
- (4) 上記に定めるもののほか、規則その他本市における入札に関する規定に違反した入札(事後審査型入札における開札)

第15条 事後審査型入札において、入札執行者は、開札後、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定する旨を通知するものとする。

(事後審査型入札における落札者の決定方法)

第16条 事後審査型入札において、第7条の規定により落札候補者から提出された参加申請書等の内容を審査し、落札候補者が入札資格要件をすべて満たしているときは、当該落札候補者を落札者とし、入札参加資格要件を満たしていないため無効となったときは、次順位者に対し審査を行い、これ以降も落札者が決定するまで同様の審査を行うものとする。

2 落札候補者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

3 落札候補者が低入札価格調査対象者であるときは、第1項の規定にかかわらず、入札参加資格要件の審査及び低入札価格調査を行ったうえで落札者を決定するものとする。

(契約保証金)

第17条 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上(調査基準価格(規則第23条の規定により基準として設定した価格をいう。))を下回る価格で入札した者が落札者となった場合は、契約金額の100分の30以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第61条の規定に該当する者は、当該契約保証金を免除することができる。

(準用)

第18条 この要領に定めるもののほか、入札に関し必要な事項は、規則の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成17年1月16日から施行する。

附 則(平成22年3月31日組織改変に伴う今治市要領の整備に関する要領)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月13日今治市要綱)

この要領は、平成23年7月13日から施行し、同日以後に公告をする一般競争入札について、適用する。

附 則(平成30年1月25日今治市要領)

この要領は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に公告をする一般競争入札について適用する。

附 則(令和元年10月8日今治市要領)

この要領は、令和元年10月15日から施行する。

附 則(令和3年3月31日今治市要領)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月17日今治市要領)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

今治市長 様

申込者

住所

商号又は名称

代表者氏名

次の工事に係る一般競争入札に参加したいので、一般競争入札参加資格等確認資料を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、心身の故障により、申請しようとする建設工事、測量・コンサルタント業務を適正に営むことができない者として市長が認める者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと並びにこの申請書及び添付書類のすべての内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 公告年月日 年 月 日

2 工事名

3 連絡先 担当者所属・氏名

(電話番号)

第 号
年 月 日

一般競争入札参加資格等確認通知書

様

今治市長

（公 印 省 略）

先に申請のあった一般競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知します。

1 公告年月日	年 月 日
2 工 事 名	
3 参加資格の有無	有
	無
	参加資格がない と認めた理由
4 入札保証金の 取扱い	<ul style="list-style-type: none">・免除する。・見積もった契約金額の100分の5を納付すること。

（注） 入札当日は、本書を持参してください。

別記様式第3号（第10条関係）

設計図書等質問回答書

年 月 日

今治市長 様

商号又は名称

代表者氏名

次のとおり質問いたします。

- 1 公告年月日
- 2 工 事 名

■質問事項

--

■回 答

--

担当者

職（担当）

電話番号

氏名